

# 苫小牧工業高等専門学校入学試験委員会規程

規則第10号

制 定	昭和43年4月1日
一部改正	昭和52年4月1日
一部改正	平成12年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年1月26日
一部改正	令和3年2月10日

(設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校に、入学試験の実施及び入学者の選考等に関する事項を審議するため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本科及び専攻科学生の募集に関する事項
- 二 本科及び専攻科入学者選抜試験の実施に関する事項
- 三 本科及び専攻科入学者の選考に関する事項
- 四 その他本科及び専攻科入学者選抜に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
  - 二 副校長（教務主事）
  - 三 創造工学科長
  - 四 教務主事補
  - 五 事務部長
  - 六 学生課長
  - 七 その他校長が指名した者
- 2 専攻科に関する事項について審議する場合は、副校長（専攻科長）を委員として加える。

(任期)

**第4条** 前条第1項第七号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き，校長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長が不在のときは，副校長（教務主事）がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

**第6条** 委員長が必要と認めた場合は，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を聴くことができる。

（委員会の事務）

**第7条** 委員会の事務は，学生課において処理する。

（雑則）

**第8条** この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関する必要な事項は，別に定める。

**附 則**

この内規は，昭和43年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は，昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は，平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は，平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は，令和3年4月1日から施行する。